

現代台湾における官製歴史叙述：中国革命史観と台湾本土史観の連続的理解に向けて

著者	若松 大祐
学位授与年月日	2014-03-07
URL	http://doi.org/10.15083/00006532

論文審査の結果の要旨

論文提出者氏名 若松大祐

本論文は、「中華民国」の総統（大統領）などによる公開されたディスコース、いわゆる「官製歴史叙述」をテキストにして、国民党政府と台湾における「中華民国史」のたどる道筋を分析したものである。著者は、蒋介石以来、内容に変化があるにしても一貫して法治による憲政（法統）あるいは「民主」という主張がなされたことを主張する。1950年代を中心として、憲政と民主を孫文「三民主義」に基づいて解釈し、世界史の普遍的原理に基づく「冷戦の論理」（全体主義に対抗する「自由主義陣営」に属す）と中国固有の原理に基づく「内戦の論理」（暴政に対する仁政）をロジックに巧みに絡ませたとする。ディスコースとしては、戒厳令が解除され民主選挙が行われた後も、陳水扁総統の一時期を除けば、中国全体を含む「中華民国」を対象として展開され、そのなかで台湾が位置づけられたところに、台湾ないしは「中華民国」の「狡知」と「悲哀」が認められるとする。従来、1979年の米華断交、さらに1987年の戒厳令解除を、台湾史の分岐点とし断絶したものと捉える傾向にある認識に対して、漸進的に「台湾化」しつつも、その「中華民国」イメージには連続性もあつた点を論証しようとした。以下各章について略述する。

第一章は「日中戦争期の中華民国と民族史観」と題される。官製叙述では、国民革命の理念のもとに日本の侵略に抵抗し、不平等条約の撤廃と国民国家としての独立を目指す「中華民族史観」あるいは「革命史観」に基づいて言論がなされてきた。

第二章は「蒋介石と国民革命史観」と題され、大陸を追われ台湾とその周辺の統治に限定された後に、東西冷戦の枠組みのなかで共産主義に侵略された大陸に対抗する「自由基地」を自認し、そのなかで民族革命史観を官製叙述は論じている。とともに国共内戦的な法統史観も提起され、さらには中国固有の「中華道統五千年」の民族文化の継承者として、中国全土の主権を主張した。また「自由基地」としての台湾が仁政のもとで近代化を遂げ、発展している点を強調し、これに広範な個人が参加したと述べる点は、官許の範囲ではあるが、「台湾」の枠組みを提示したといえるとする。

第三章は「蔣経国と民主憲政史観」と題される。この時期に米華断交が起こり、国民党政権は窮地に追い込まれ、大陸反攻から、おもに台湾の統治権を確認主張する言説に変わっていく。しかし普遍的原理と中国固有とのふたつの民主憲政の観点は維持され、台湾においてこそ大いに成果が挙げたとし、中国全土を統治する「中華民国」が台湾で理想に向けて存在している点を強調する。「中華民国在台湾」という時空の切り取りが始まるのである。そこに複合体としての「中華民国」イメージが窺えるとする。

第四章は、李登輝登場以降、現在までを扱い、陳水扁、馬英九を含めたディスコースを検討する。李登輝は、統一中国を前提としながらも、台湾は経済的にも、政治的にも発展しう

るとし、国際的舞臺において中華民国の存在感を向上させるべきだと説いた。戒嚴令解除という大きな変化があつて、現実政治において民主化が実現するなか、民主選挙で選出された独立志向の強い民進党の陳水扁総統は、いままでとは逸脱し、台湾の主権を主張して、従来の権威主義体制と時代を画する歴史観を提示した。さらには国家を構成する「われわれ」とは「台湾の子」であるとして、やや早急に「台湾本土化」の言説を行った。しかし次の馬英九政権では、同じく「中華民国在台湾」という枠組みを引き継ぎ、つまりは複合体としての「中華民国」を承認した上で、中華民国憲法を重視し、民主の理念が台湾において現実に開花したことを主張している。事実上は「中華民国」が台湾を実効支配していることを確認しつつ、法理上は中国全土の主権を前提にしなければ、台湾の主権を主張できない状態に置かれていると、ディスコースについて著者は認定している。これらの言説が、台湾の個別的独立でも、統一中国の実現でもない現状を追認しており、そこに「狡知」と「悲哀」が存在すると言うのである。

これらの論点に関して、審査委員会は、総統などの政府による歴史叙述というディスコースをテキストに基づき自己の国家の自己イメージとして描いた点は、いままでにないユニークな方法である点。従来の先行研究が必ずしも、権威主義体制と民主選挙体制とを完全に断絶したものとはしていないにしても、連続性に重点をおいて、「民主」「憲政」の言説を分析し、ディスコースにおけるある種の一貫性を論証した点。さらに中国全土の主権という虚構と台湾の実効支配という矛盾したロジックのなかから、「民主」「憲政」の論理が展開され、言説が台湾本土化へ漸進的に傾いていったものの、完全な「台湾化」が実現していない点について、ディスコースの面からではあるが、実証を試みた点など、学術的に高く評価しうると判断した。

しかしながら、本論文にはいくつか不十分な点もあることが、審査委員から指摘されている。本論文が、自らを際立たせるため、従来の研究が権威主義と民主選挙の時期を断裂していることをあまりに強調しすぎて、先行研究に対する評価を的外れなものにしかねない記述がある点。官製叙述というディスコース分析がややもすると現実政治の分析と混同されており、そうすると台湾現代史の見直しという大きな視野も見え隠れするが、その点では論証がなお不十分である点。どこの権威主義体制においても、統治の正統性から「民主」は語られるものだが、「中華民国」とくに蒋介石の言説から、どの程度、「民主」のリアリティが窺えるのか、という点など、批判的な指摘がなされた。

とはいえ本論文は、ほとんど虚構の言説が、時間的推移のなかで実現され現実に転化するという、ある種逆説的な歴史的事態について、テキスト分析的には一定程度の説明を施した点で、なお揺るがないものとして評価できると、審査委員会は認定した。したがって本審査委員会は、本論文が、以上の問題点はあるものの博士号の学術的水準に十分値するものと判断し、全員一致で、博士（学術）の授与を提案するものである。